

辞書の中の天皇

三井 昭子

はじめに

「辞書における男女を表すことば」をテーマに、カードをとっていく過程で、皇室典範の第一条「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」に基づき、男性を表すことばとして扱い、カードをとった天皇に関連することばが、さわめて多いことに気がついた。

現在、天皇は、日本国憲法、第一条において、「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」と規定され、政治の実権は持たないが、一種の国家機関として、各種の国事行為を行うことは認められた存在である。しかし、歴史的に見ると、天皇ということばの実体は、実にさまざまである。女帝も存在し、古代国家の完成と大和朝廷の権力確立のために、率先して戦い、自ら政治を担当していた古代の天皇、鎌倉幕府成立以後、武家の興隆と対立の中で、実権を喪失していく天皇、江戸時代の幕藩体制下、政治の実権を完全に失ない、形式的・儀礼的存在となった天皇、明治維新によって大政奉還がなされ、大日本帝国憲法によって「国家統治の大権」をすべて掌握した絶対者としての天皇、そして、大正・昭和を経て、第二次世界大戦後、「日本国憲法」の制定による新しい象徴天皇の誕生までその実体には、大きなひらきがあるといえる。

天皇という一つのことばが、以上のさまざまな天皇像のうちのどれと結びつくかは、その人の生きた時代、受けた教育、それによって得られた価値感などによって、微妙に異なることであろう。戦後、30年以上を経た今、天皇という存在が、国民の間にかなる形で定着しているかを探ることは興味深いことである。国語辞書は、そうした国民の意識の反映の結果であると同時に、国民の意識の形成をリードしていく役割を担ってもいるという二重の意味で、国民の意識とかなり密接に結びついた存在である。こうした観点からいうと、我が国の代表的な小型国語辞書が、天皇をいかに扱い、天皇に関連する語をいかに採録しているかを見ることは無意味ではないと思う。

以下、五つの辞書に採録された天皇関連語について、分類して表にまとめたものである。

以下の表で、

○印は、採録されているもの。

△印は、天皇・天子などの語はないが、ほぼ、同じ意味を示しているもの。

▲印は、用例として採録されているもの。

なお（ ）内の接尾語（禁裏（様）など）は、辞書によって、つく場合とつかない場合があるという意味である。

表1 天皇・皇族の呼称

	岩波	角川	新明解	新選	学研		岩波	角川	新明解	新選	学研
[天皇を表す語]						[親王・内親王を表す語]					
うえさま	○	○	○	○	○	皇子(おうじ)	○	○	○	○	○
おかみ	○	○	○	○	○	皇女(おうじょ)	○	○	○	○	○
今上(きんじょう)	○	○	○	○	○	直宮(じきみや)	○	○	○	○	×
天子	○	○	○	○	○	若宮	○	○	○	○	×
みかど	○	○	○	○	古	姫宮	×	○	×	○	×
至尊(しそん)	○	○	○	○	×	法親王	○	×	○	古	×
聖上(せいじょう)	○	○	○	○	×	[その他]					
天皇陛下	○	○	○	○	×	皇太后	○	○	○	○	○
人皇(にんのう)	○	○	○	○	×	上皇	○	○	○	○	○
禁裏(様)	○	○	古	古	×	法皇	○	○	○	○	○
主上(しゅじょう)	○	○	古	○	×	妃(ひ)	○	○	○	○	○
大君(おおきみ)	○	×	○	○	×	王妃	○	○	○	○	△
当代(とうだい)	○	○	○	×	×	王	○	○	○	○	×
現人神(あらひとがみ)	○	○	古	古	×	皇孫	○	○	○	○	×
すめらみこと	○	▲	○	古	古	女王	○	○	○	○	×
すめらぎ	○	×	×	古	×	先帝	○	○	○	○	×
当今(とうぎん)	○	×	×	×	×	太皇太后	○	○	○	○	×
[皇后を表す語]						妃殿下	×	○	○	○	○
后(きさき)	○	○	○	○	○	三后	○	○	古	○	×
后妃(こうひ)	○	○	○	○	○	先皇(せんろう)	○	○	×	○	×
国母	○	○	○	○	×	太上天皇	○	○	×	○	×
中宮	○	○	古	○	×	皇太后宮	×	×	○	○	×
[皇太子を表す語]						皇太宮	×	×	×	○	×
太子	○	○	○	○	○						
東宮(とうぐう)	○	○	○	○	○						
儲君(ちよくん)	○	○	×	○	×						
一の宮	×	○	×	○	×						
春の宮	×	×	×	○	×						

1. 天皇・皇族の呼称

天皇および皇族の呼称に関しては、時代によって、かなり変遷があるようである。例えば「皇上（こうじょう）」という語は、いずれの辞書にも採録されていないが、「明治の初期、特に好んで用いられたけれども、大戦前には、すでに慣用ではなくなっていた」（注1）語である。また、『学研』を除く4つの辞書が採録している「主上（しゅじょう）」も「通俗的な語感がつきまとうために、あまり立派には聞えなかったのであるが、これまたすたれた形であって、どこでも知られているわけではなかった」（注2）のである。しかし、同じすたれたことばながら、『学研』を除く4つの辞書は、そろって「主上」を採録して、「皇上」は採録していない。これは、なんらかの根拠に基づいてのことなのであろうか。

ここで、参考までに、5つの辞書の編集方針と採録語数を掲げる。

『岩波』 この辞書は、現代の、話し、聞き、読み、書く上での必要な語を収め、それらの意味・用法を明らかにしようとした。（中略）採録語を、どこまでも、現代生活に必要なものという観点から厳選したところに、本書の第一の特色があるだろう。（採録語数 5万7千余語）

『角川』 この辞典は、中学校・高等学校の各種の教科書、新聞・雑誌、文芸作品、各種の用語集・辞典などの資料に基づいて、学校生活から一般社会生活にわたって、必要な単語・複合語約7万数千語を見出しとして掲げた。

『新明解』 この辞典は、現代の言語生活において最も普通に用いられる日本語に就いて、その多岐にわたる用法を種種の角度から内省・確認し、併せて正確・効果的な使用が可能であることを念じて編集された。（採録語数 7万2千語以上）

『新選』（採録語数 7万3800語）

- 国語科だけでなく、高等学校・中学校のすべての学科の学習に必要なことばを取り入れる。
- 現代の社会生活に必要なことばを、最近の新しいものにいたるまで取り入れる。
- 高校生の学習に必要な基本的な古語、中学生に必要な古語ももれなく取り入れる。

『学研』（1）中学校を中心に小学校から高等学校までの教科書中のことばを、国語科はもちろん、その他の教科からも厳選して採録しました。（採録語数 4万7千語）

『岩波』『新明解』は一般向けの辞書として、あくまでも現代の言語生活に焦点を合わせ、『新選』『学研』は学生向け辞書として学科の学習に必要な語という観点を第一としている。『角川』はその両方を狙っているということにならうか。

次に、天皇及び皇室に関する現代の規定である「皇室典範」を見ると、条文の中で、天皇・皇族に対して使われている呼称は、「天皇・皇后・太皇太后・皇太后・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・皇孫・皇太子・陛下・殿下・皇太孫・皇長子・皇

長孫・皇次子・皇子孫・皇兄弟・皇伯叔父」である。これらの呼称のうち、親王妃及び皇太孫以下皇伯叔父までの8語は、いずれの辞書にも採録されていない。一方、「今上」「みかど」「至尊」「聖上」「主上」「当代」「当今」「現人神」など現代では使用されていない語が、数多く採録されている。この事実は、採録の基準が必ずしも現代語にあるのではないことを示している。『新明解』では1974年の第二版では採録していなかった「聖上」を第三版では採録している。これは、どのような判断でなされたことなのか知りたいものである。

表2 天皇・皇族の動作を表す語

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
薨去(こうきょ)	○	○	○	○	○	皇族・三位以上の人死ぬこと	
出御(しゅつぎょ)	○	○	○	○	○	天皇・皇后がお出ましになること	
巡幸	○	○	○	○	○	天皇が方方をめぐり歩くこと	
親政	○	○	○	○	○	昔、天皇自身がみずから政治を行ったこと	
即位	○	○	○	○	○	天皇や王が位につくこと	
勅撰	○	○	○	○	○	天皇・上皇・法皇が詩歌や文章を選ぶこと	
天覧	○	○	○	○	○	天皇がご覧になること	
崩御	○	○	○	○	○	天皇・三后がなくなること	
崩ずる	○	○	○	○	○	天皇がなくなること	
行幸	○	○	○	○	古	天皇が出かけること	
裁可	○	○	○	○	△	天皇(君主)が議案を裁決・許可すること	
恩賜	○	○	○	△	○	天皇からいただくこと	
還御	○	○	○	○	×	天皇・三后が出先から帰ること	
還幸	○	○	○	○	×	同上	
御感	○	○	○	○	×	天皇が感心すること	
重祚(じゅうそ)	○	○	○	○	×	一度位を退いた天子が再び位につくこと	
親祭	○	○	○	○	×	天皇(貴人)がみずから祭りの式を行うこと	
親裁	○	○	○	○	×	天皇などがみずから裁決すること	
親授	○	○	○	○	×	天皇が勲章などを自分で授けること	
親任	○	○	○	○	×	もと天皇が親署し、官に任命したこと	
親臨	○	○	○	○	×	皇族、特に天皇が会場に出席すること	
宣下(せんげ)	○	○	○	○	×	天皇が言葉を述べること	
踐祚(せんそ)	○	○	○	○	×	皇嗣が天皇の地位を受けつぐこと	
禪讓	○	○	○	○	×	天皇が位を譲ること	
受禪	○	○	○	○	×	先帝から位を譲られて即位すること	

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
渡御	○	○	○	○	×	天皇・みこしなどが出かけて行くこと	
復辟(ふくへき)	○	○	○	○	×	退位した天皇(君主)が再び位につくこと	
臨御	○	○	○	○	×	天皇がその場に出かけること	
臨幸	○	○	○	○	×	同上	
親署	○	○	○	○	×	天皇・貴人が自分で名を書くこと	
觀覽	○	○	古	○	×	天皇が見ること	
登極(とうきょく)	○	○	古	○	×	天子が位につくこと	
蒙塵(もうじん)	○	○	古	○	×	天子が事変、災厄を避けて都や御所からのがれること	
日嗣(ひつぎ)	○	○	○	古	×	天皇が位につくこと	
みゆき	○	○	○	古	古	行幸	
南面	○	○	○	古	×	天子となって国を治めること	
觀聞	○	×	○	○	×	天皇が聞くこと	
還啓	○	×	○	○	×	三后・皇太子が帰ること	
大喪	○	○	×	○	×	天皇が大行天皇 三后の喪に服すること	
勅答	○	×	○	○	×	天皇	
宵衣旰食(しやういがんしょく)	×	○	×	○	×	天子が政務に励むこと	
親拝	○	×	○	×	×	天皇がご拝礼ご参拝になること	
台臨	×	○	×	○	×	三后または皇族が臨席すること	
天聴	○	×	×	○	×	天皇が聴くこと	
下賜	△	△	○	△	△	天皇・皇族などが何かを下さること	
認証	○	○	×	×	×	内閣または総理大臣の機能に属する行為について天皇がその事実を公に証明すること	
入御(じゅぎょ)	×	○	×	×	×	天皇・三后が内に入ること	
親征	×	○	×	×	×	天皇みずから征伐に出かけること	
廢朝	○	×	×	×	×	昔、喪や日食時などに臨時に天子が政務につかないこと	
嘉納	×	×	○	×	×	(天皇・將軍などが)臣下の献上品などを快くお受けになること	

2. 天皇・皇族の行為を表す語 一表 2-

5つの辞書が、そろって採録している語は、「薨去」「出御」「巡幸」「親政」「勅撰」「即位」「天覽」「崩御」「崩ずる」「行幸」の10語である。うち、「行幸」は『学研』では古語として扱われている。これらの語のうちで、現在でも比較的よく耳にする語は、「天覽相撲」の「天覽」「即位」ぐらいであろうか。10語とも国立国語研究所の「現代雑誌90種の用語・用字」(以下「雑誌90種」と略記する)にも見あたらない語であった。「親政」「勅撰」などは、歴史の学習に必要ということであれば、うなずけるが、現在、生きている語ではない。「崩御」は、貞明皇后が亡くなられた時に使われていたようであり、「崩ずる」は「皇室典範」で使われてい

る。

『学研』を除く4つの辞書で、そろって採録されている「裁可」から「南面」までの26語の中にも、現在も生きている語は見あたらない。

朝日新聞社の「朝日新聞の用語の手びき」（以下「手びき」と略記する）「皇室用語」の項を見ると、「戦前、皇室だけで使われていた特別な敬語はやめ、一般敬語のなかの最上のもを用いる」ことを原則とし、「薨去」は「ご逝去、ご死去、ご永眠、お亡くなりになる」に、「行幸、行啓、巡幸」を「お出かけ、～へおいでになる、ご旅行」に、「還幸、還啓、還御」を「お帰り、～お帰りになる」に、「親臨、臨御、台臨」を「ご出席」に、「下賜」を「～を贈られる」に、「ご嘉納」を「お受けになる」に、「親授」を「お渡し、お手渡し」に、「親拝」を「ご参拝、参拝される、ご拝礼」に、それぞれ、言い換えている。

ところで、現憲法で規定されている「天皇の国事行為」の中で、「認証行為」は、かなり重要な行為なのであるが、「認証」という語を「天皇の国事行為」と結びつけて語釈しているのは『岩波』と『角川』のみであった。他の辞書は、すべて一般的な語釈にとどまっていたが、これだけ多くの、もはや過去のことばとなった、歴史的な語を採録するゆとりがあるのなら、現憲法で規定されている行為についても、もっと詳細に触れているのではなかろうか。また、憲法第8条の「皇室の財産授受」の条文で使用されている「賜与」という語も、どの辞書にも採録されていなかった。しかし、「恩賜」「下賜」が、すべての辞書に採録されている事実を見ると、なにか解せないものを感じるのである。

表3 天皇・皇族に対する行為を表す語

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意 味
勳皇	○	○	○	○	○	幕末、天皇親政を目指して政治運動をした
参賀	○	○	○	○	○	皇居 <small>すくも</small> に参って、お祝いや喜びの気持ちを表すこと
上奏	○	○	○	○	○	天皇に意見を申し述べること
親衛	○	○	○	○	○	天子や国家元首などの身辺を護衛すること
奏上	○	○	○	○	○	天皇に申しあげること
奏する	○	○	○	○	○	同上
尊皇	○	○	○	○	○	皇室をたっとび、忠義を尽くすこと
拝謁	○	○	○	○	○	天皇・皇族などに会うこと
陪食	○	○	○	○	○	天皇など身分の高い人と一緒に食事をする
奉公	○	○	○	○	○	一身をささげて、天皇・国家などのために尽くすこと
警蹕（けいひつ）	○	○	○	○	×	昔、天皇の出入りなどに先払いが声をかけて注意したこと
闕字（けつじ）	○	○	○	○	×	天皇・貴人の名を書く時、敬意を表して上の字をあげる

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
侍講	○	○	○	○	×	君主や皇太子に講義をすること	
咫尺(しせき)	○	○	○	○	×	天皇などの貴人に近づくこと	
上聞	○	○	○	○	×	天皇に申しあげること	
侍立	○	○	○	○	×	天皇など貴人のそばに立つこと	
進講	○	○	○	○	×	天皇など貴人に講義すること	
奏請	○	○	○	○	×	天皇に申しあげて、許しを願うこと	
奏聞(そうもん)	○	○	○	○	×	天皇に申しあげること	
奏覽	○	○	○	○	×	天皇にお目にかけること	
忠君	○	○	○	○	×	主君・天皇に忠義を尽くすこと	
朝見	○	○	○	○	×	臣下が宮中で天皇に会うこと	
内奏	○	○	○	○	×	内内に天皇に申しあげること	
陪観	○	○	○	○	×	天皇など貴人のそばで見物すること	
奉呈	○	○	○	○	×	天皇に提出すること	
遷座	○	○	○	○	×	神または天皇の御座所をうつすこと	
直奏(じきそう)	△	○	○	○	×	直接、天皇に申しあげること	
献上	△	○	○	△	○	天皇・貴人などに物を差し上げること	
朝賀	○	○	○	古	×	天皇に新年のおよろこびを申しあげること	
伝奏(てんそう)	○	○	○	古	×	取り次いで貴人(特に天皇・上皇)に申しあげること	
宿直(とのい)	○	○	○	×	×	昔、天皇の寝所に奉仕すること	
供奉(くぶ)	△	△	○	○	×	天皇のおともをすること	
撰進	×	○	×	○	×	文章や詩歌をつかって、天皇に差し上げること	
ざん奏	×	×	×	○	×	天皇に他人のことを悪く申しあげること	

3. 天皇・皇族に対する行為を表す語 一表3-

5つの辞書に、そろって採録されているのは、「勤皇」「参賀」「上奏」「親衛」「奏上」「奏する」「尊皇」「拝謁」「陪食」「奉公」の10語である。「上奏」「奏上」「奏する」「参賀」は「雑誌90種」にある語である。いずれも使用度数は8以下で、それほど多く使用されていないが使われている。「拝謁」「陪食」「勤皇」は「雑誌90種」には見当たらない。「尊皇」は「雑誌90種」にある語であるが、特別の場合を除いては、「勤皇」と共に歴史的な語としてよいだろう。

「手びき」では「上奏、奏上」は「申し上げる、お話しする」に、「拝謁」は「お目にかかる」に、「ご陪食をおおせつける」は「ご一緒に食事をされる」に言い換えている。「親衛」「奉公」は、現在では、天皇からはなれた、もっと広い意味に多く使われている。

次に、「警蹕」から「ざん奏」までの語は、「進講」「献上」を除いては、いずれ

も、歴史的な語といえるものばかりである。「献上」は「雑誌90種」にもある語である。「手びき」では、「供奉」を「お供する」に、「陪観」を「おそばで見る」に、「献上」を「差し上げる」に、「内奏」を「ご説明、ご報告する」に、それぞれ、言い換えている。また、「侍立」を「おそばに立つ」に言い換えてもよいとしている。

表4 天皇・皇室につかえる人および役所

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
関白	○	○	○	○	○	中古期、天皇を補佐して、政務をつかさどった重職	
近衛(このえ)	○	○	○	○	○	君主のそば近くにて、その護衛を務める役	
侍医	○	○	○	○	○	天皇・皇族づきの医者	
侍従	○	○	○	○	○	天皇のそばにつかえる人	
女官	○	○	○	○	○	宮中につかえる女の人	
隨身(ずいしん)	○	○	○	○	○	上皇や貴族の外出に供をした武官	
摂政	○	○	○	○	○	天皇にかわって政治を行う役職	
采女(うねめ)	○	○	○	○	×	昔、主として天皇の食事に奉仕した下級の女官	
侍講	○	○	○	○	×	君主、皇太子などに学問の講義をする役	
舎人(とねり)	○	○	○	○	×	天皇・皇族などの雑役をつとめた男	
内大臣	○	○	○	○	×	皇室：国家の事務について、天皇を助ける役であった大臣	
認証官	○	○	○	○	×	天皇の認証により任命される国家公務員	
後ろ見	○	○	○	古	△	天皇を後見する摂政・関白など	
侍読	○	○	○	古	×	天皇につかえて、学問を教えた学者	
大元師	○	○	△	○	×	天皇が軍を統率した時の称	
伝奏(てんそう)	○	○	○	古	×	天皇や上皇への取次役	
元老	○	○	○	×	×	皇室から特別の待遇を賜った政治家	
護持僧	×	○	○	○	×	昔、天皇のからだを守るために祈禱をした僧	
親任官	▲	×	▲	○	×	天皇がみずから任命した官職	
主膳	×	○	×	○	×	天皇・皇太子の食事をつかさどる人	
枢密顧問	○	×	○	×	×	天皇の諮問機関の構成員	
勅任官	×	▲	×	○	×	もと、天皇の任命によって任官した官	
うしろ	×	×	○	×	×	後ろ見	
[役所]							
宮内庁	×	○	○	○	○	皇室に関するすべての事務をあつかう役所	
元師府	×	×	○	×	×	もと、天皇の軍事上の最高顧問機関	
枢密院	○	○	▲	○	○	もと、天皇の諮問にこたえた最高の合議機関	
大本営	○	○	○	○	×	もと、戦時に天皇の下に置かれた最高の総帥本部	
中務省	×	○	○	○	×	宮中の政務を統轄した役所	

4. 天皇・皇室につかえる人および役所 一表4一

5つの辞書にそろって採録されている「関白」「近衛」「侍医」「侍従」「女官」「隨身」「摂政」は「侍従」「摂政」を除いては、現存していない職名である。「采女」以下の16語も「認証官」を除いては過去の職名である。役所名も「宮内庁」以外は、すでに存在していない。

表5 皇室に関係する場所・建物を表す語

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意 味
禁裏(きんり)	○	○	○	○	○	皇居
皇居	○	○	○	○	○	天皇の住居
御所	○	○	○	○	○	天皇・上皇・三後の住居
御用邸	○	○	○	○	○	皇室の別荘
内裏(だいり)	○	○	○	○	○	皇居
九重(ここのえ)	○	○	○	○	×	天子の住居
侍所	×	○	○	○	○	皇族及び三位以上の家の侍の詰め所
紫宸殿(しんでん)	○	○	○	○	×	即位の大礼が行われる内裏の建物
寝殿	○	○	○	○	×	天皇が日常、寝起きた宮殿
仙洞	○	○	○	○	×	上皇の御所
便殿(びんでん)	○	○	○	○	×	天皇・皇族のお休み所
院	○	○	○	古	○	上皇・法皇・女院の住居
仮宮(かりみや)	○	○	○	×	×	天皇がかりにいる所
後宮(こうきゅう)	○	○	○	×	×	后妃などの住む宮殿
皇太后宮	×	○	○	○	×	皇太后の住居
御座所	○	×	○	○	×	天皇・貴人の居室
内帑(ないど)	○	○	×	○	×	皇室所蔵の財貨の倉庫
殯宮(ひんきゅう)	○	○	×	○	×	天皇・皇族のひつぎを安置しておく仮の御殿
大極殿(たいごくでん)	×	○	×	○	○	天皇が政務をとり、儀式を行った建物
大内(山)	○	×	×	○	×	皇居
清涼殿	×	○	×	○	×	天皇が日常居住した内裏の建物
朝餉(あさぐい、め間がれい)	×	○	×	古	×	清涼殿の天皇が食事をする部屋の名
おもて御殿	△	×	○	×	×	天皇が執務したり公の行事のため出席したりする御殿
皇霊殿	×	○	▲	×	×	代々の天皇・皇后の霊を祭った神殿
野の宮	×	○	×	古	×	昔、皇女が齋宮、齋院になる時、こもった仮の宮殿
弘徽殿(こうきでん)	×	×	×	○	×	宮中の清涼殿の北の皇后の住居

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
院の御所	×	○	×	×	×	上皇・法皇・女院の御所	
賢所(かしこどころ)	○	○	○	○	×	宮中三殿の一つ、八咫の鏡が安置してある場所	
神殿	○	×	×	×	×	宮中三殿の一つで天神祇を祭る殿舎	

5. 皇室に関する場所・建物を表す語 ー表5ー

5つの辞書すべてに採録されている「禁裏」「皇居」「御所」「御用邸」「内裏」のうち、現在でも、使用されるのは、「皇居」「御所」「御用邸」であろう。「九重」以下の24語も、現在はあまり使われない語ばかりである。「手びき」では、「御座所」を「お居間、お部屋」に、「便殿」を「お休み所」に言い換えている。

表6 皇室に関する祭り、儀式

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
天長節	○	○	○	○	○	天皇誕生日の旧称	
新嘗祭(にいさい)	○	○	○	○	○	11月23日、天皇が新米を神に供える祭事	
神嘗祭(かみさい)	○	○	○	○	×	10月17日、天皇が新米を伊勢神宮に供える祭事	
大葬	○	○	○	○	×	天皇・三後の葬式	
天皇誕生日	×	○	○	○	○	天皇の誕生日	
大祭	○	○	○	△	×	天皇みずから行う皇室の祭り	
大典	○	○	○	△	×	天皇即位の儀式	
地久節	○	○	×	○	×	皇后の誕生日の旧称	
大嘗祭(だいじょうさい)	○	○	×	○	×	天皇が即位礼の際、初めて新穀を神神に献する儀式	
認証式	×	○	▲	○	▲	天皇の認証により認証官が任命される儀式	
式年祭(しきねさい)	▲	○	▲	▲	×	歴代天皇・皇后の式年の崩御当日に皇霊殿で行われる祭り	
春季皇霊祭	▲	○	×	○	×	もと天皇が歴代の皇霊を祭る祭礼	
たましずめの祭り	×	○	×	○	×	宮中で新嘗祭の前日、御代の長久を祈る儀式	

6. 皇室に関する祭り・儀式 ー表6ー

すべての辞書に採録されているのは「天長節」と「新嘗祭」の二つである。戦前の代表的な祝日であったからであろうか。『岩波』は「天長節」を採録して、「天皇誕生日」は採録していない。

表7 天皇に所属する物、身体名称他

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
[具体物]							
御苑	○	○	○	○	○	天皇所有の庭園	
玉座	○	○	○	○	○	天皇がすわる所	
御璽	○	○	○	○	○	天皇の印	
御物	○	○	○	○	○	皇室の所蔵品	
三種の神器	○	○	○	○	○	皇位継承のしるしとして受け継がれる三種の宝物	
陵墓	○	○	○	○	○	天皇・三後の墓と皇族の墓	
印璽	○	○	○	○	×	日本国と天皇の印	
御衣(ぎょい)	○	○	○	○	×	天皇・貴人の衣服	
御座(ぎょざ)	○	○	○	○	×	天皇など身分の高い人の座席	
御名	○	○	○	○	×	天皇の名前	
錦旗	○	○	○	○	×	天皇の旗	
神璽	○	○	○	○	×	①三種の神器の一つ、勾玉 ②天皇の印	
大旆(たいはい)	○	○	○	○	×	天皇の旗	
内帑(ないど)金	○	○	○	○	×	天皇の手もと金	
鳳輦(ほうれん)	○	○	○	○	×	天皇の乗り物	
供御(くご)	○	○	○	古	×	天皇・皇族の飲食物	
おめし列車	×	○	○	×	×	天皇の地方行幸などのために仕立てた特別列車	
唐車(からぐるま)	×	×	×	×	○	むかし、上皇や皇太子が乗った美しい車	
[身体名称]							
玉音	○	○	○	○	×	天皇の声	
玉顔	○	○	○	○	×	天皇の顔	
玉体	○	○	○	○	×	天皇のからだ	
玉歩	○	○	○	○	×	天皇など貴人の歩くこと	
天気	○	○	○	○	×	天皇・天子のきげん	
龍顔	○	○	○	○	×	天皇の顔	
聖体	○	○	△	△	×	天皇のからだ	
御真影	○	△	○	△	○	天皇の写真	
不例	○	○	○	○	×	天皇の病氣	
不予	○	○	○	○	×	同上	
聖寿	○	○	○	○	×	天皇の年齢	
宝算	○	○	○	○	×	同上	

7. 天皇に所属する物・身体名称その他 一表7ー

「御苑」「玉座」「御璽」「御物」「三種の神器」がすべての辞書に採録されている。「御苑」は「新宿御苑」で「三種の神器」はまったく別の意味で、よく使われるが、その他の語はどうであろうか。「手びき」では「国璽・御璽」を「天皇のご印」に、「玉座」を「お席」に言い換えている。身体名称その他についても「玉体、聖体、御体」を「お体」に、「玉顔、竜顔」を「お顔」に、「玉音」を「お声」に、「御真影、御尊影」を「お写真」に、「宝算、聖寿」を「お年、ご年齢」に、「ご不例、ご不子、ご違和」を「ご病気」に、それぞれ言い換えている。

表8 職務上の命令その他、天皇によって発せられるもの

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意 味
御製	○	○	○	○	○	天皇の歌
賜杯	○	○	○	○	○	天皇から賜る優勝カップ
詔書	○	○	○	○	○	国の機関としての天皇の意思表示の公文書
宣命	○	○	○	○	○	宣命書きの文体で書かれた天皇のことばや命令
勅	○	○	○	○	○	天子の命令
勅語	○	○	○	○	○	天皇が国民に対して発表する意思表示のことば
勅使	○	○	○	○	○	勅旨を伝えるために天皇が派遣する使者
勅命	○	○	○	○	○	天皇の命令
みことのり	○	○	○	○	○	天皇の言ったこと（を書いた文書）
院宣	○	○	○	○	×	上皇または法皇が出した宣旨
御題	○	○	○	○	×	天皇が出す詩歌の題
賜金	○	○	○	○	×	君主からくだされる金
師号	○	○	○	○	×	高僧に天皇から賜る称号
宸襟	○	○	○	○	×	天子の心
宸翰	○	○	○	○	×	天皇直筆の文書
宸筆	○	○	○	○	×	天皇の筆跡
大権	○	○	○	○	×	旧憲法時代に天皇が行う統治権
大詔	○	○	○	○	×	みことのり
大命	○	○	○	○	×	君主や天皇の命令
詔勅	○	○	○	○	×	天皇が公に意思を表示する文書、詔書、勅書、勅語など
勅額	○	○	○	○	×	天皇が自分で書いた額
勅願	○	○	○	○	×	天皇の祈願、勅命による祈願
勅書	○	○	○	○	×	勅旨を書き記した公文書
勅詔	○	○	○	○	×	天皇の命令

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
勅題	○	○	○	○	×	①天皇が書かれた額 ②天皇が出す詩歌の題	
密勅	○	○	○	○	×	秘密に下される天皇の命令	
優旋	○	○	○	○	×	天皇が下すねんごろな仰せ	
繪言	○	○	○	○	×	君主(天皇)が臣下に対して言うことば	
令旨	○	○	○	古	×	皇太子・三后・皇族の命令文書	
宣旨	○	○	古	△	×	昔、天皇の言葉を下に伝えること(公文書)	
御宴	×	×	○	○	×	天皇の開く宴会	
栄典	○	△	○	△	△	(天皇の国事行為によって)与えられる 位階勲章など	
御撰	○	○	○	×	×	天子が編集した書物	
聖旨	○	○	×	○	×	天皇のおぼしめし	
勅許	○	○	×	○	×	天皇のおゆるし	
勅旨	○	○	×	○	×	天皇の意思	
勅答	○	×	○	○	×	天皇の答	
繪旨	○	○	×	○	×	天皇の繪言の主旨	
おつげぶみ	×	×	○	×	×	天皇が神に誓うことば	
勅裁	×	○	×	○	×	天皇が下す裁断	
勅令	×	○	×	○	×	天皇の命令	
勅諭	×	○	×	○	×	天皇が下した教えのことば	
賜服	×	×	○	×	×	天皇に賜った服	
特旨	△	△	○	△	×	(天皇の)特別のおぼしめし	
勅願寺	×	○	▲	○	×	勅願によって建立された寺	
勅撰(和歌)集	▲	○	▲	○	○	天皇の命令で編集された和歌集	
大御心(おみごころ)	×	○	▲	○	×	天皇の心	
大御言(おみごと)	○	○	▲	×	×	天皇のことば	
叡慮	○	○	古	○	×	天皇の心	
聖旨	○	○	○	○	×	天皇のおぼしめし	
皇威	×	○	○	○	×	天皇の威光	
皇恩	×	○	○	○	×	天皇の御恩	
乾徳(けんとく)	×	×	×	○	×	天皇の徳	
坤徳(こんとく)	×	×	×	○	×	皇后の人徳	

8. 職務上の命令その他天皇によって発せられるもの —表8—

五つの辞書が、そろって採録しているのは、「御製」「賜杯」「詔書」「宣命」「勅」「勅語」「勅使」「勅命」「みことのり」の9語である。「御製」は天皇の歌について、皇后の歌を「御歌」、皇族の歌を「お歌」というようであるが、「手びき」では、すべて、「お歌」に言い換えている。「賜杯」は相撲でおなじみである。

「詔書」は、国事行為として、天皇が「国会の召集」「衆議院の解散」及び「国会議員の総選挙の施行の公示」を行う際、「詔書」の形式で行うことになっているので、当然、必要なことばである。「宣命」「勅」「勅語」「勅使」「勅命」「みことのり」は、現在は正式には使われていない。「雑誌90種」では、「勅」「勅命」「詔勅」が載せられている。「手びき」では、「勅使」は「天皇（陛下）のお使い」に、「勅語」は「おことば」に「勅命」は「お命じになる」に、それぞれ言い換えている。

次に「院宣」以下の37語のうち、現代でも使われ、必要と思われるのは、「御題」（「手びき」では「お題」にしている）と「栄典」くらいであろうか。「栄典の授与」は、天皇の国事行為の一つとなっている。

なお、「大御心、叡慮、聖旨、宸襟、勅旨」を「手びき」は「おぼしめし、お考え、ご意向」に、「勅許」を「お許し」に「宸筆」を「ご自筆、ご筆跡」に、それぞれ、言い換えている。

表9 その他天皇に関連する語

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
皇位	○	○	○	○	○	天皇の位	
皇国	○	○	○	○	○	天皇の治める国	
皇室	○	○	○	○	○	天皇を中心とするその一族	
皇族	○	○	○	○	○	天皇の一族	
御代(みよ)	○	○	○	○	○	天皇の治世	
皇軍	○	○	○	○	×	天皇が統率する軍隊	
皇祖	○	○	○	○	×	天皇の先祖	
皇宗	○	○	○	○	×	天皇の代々の祖先	
皇統	○	○	○	○	×	天皇の血統	
皇靈	○	○	○	○	×	歴代天皇・皇后などの神靈	
王朝	○	○	○	○	×	天皇みずから政治をとり行う時代	
聖跡	○	○	○	○	×	天皇に関係ある遺跡、史跡	
帝室	○	○	○	○	×	皇室	
天皇制	○	○	○	○	×	天皇が君主である統治体制	
天領	○	○	○	○	×	天皇直轄の領地	

語	岩波	角川	新明解	新選	学研	意	味
歴朝	○	○	○	○	×	歴代の朝廷・天皇	
統帥権	○	○	▲	○	▲	旧憲法で天皇が持っていた軍隊の最高指揮権	
聖代	△	△	△	○	×	りっぱな天皇の時代	
金枝玉葉	×	○	○	×	○	天皇の一族	
皇祚(こうそ)	○	×	○	○	×	天皇の位、皇位	
聖業	○	○	×	○	×	天子の事業	
朝家(ちょうか)	○	○	○	×	×	皇室	
大御宝(おおみたから)	○	×	▲	×	×	天皇の人民	
大御代(おおみよ)	○	○	×	×	×	天皇の治める世	
金枝	○	×	○	×	×	天皇の一門	
聖像	×	○	×	○	×	天皇の肖像	
寿詞(よごと)	×	○	×	○	×	天皇の御代を祝う祝詞	
聖世	×	×	×	○	×	すぐれた天子の世	
天皇機関説	×	×	○	×	×	法律学上、日本国も法人であり、天皇はその最高の機関であるという説	

9. その他天皇に関する語 一表9一

五つの辞書に、すべて採録されているのは、「皇位」「皇国」「皇室」「皇族」「御代」の5語である。「皇位」「皇室」「皇族」は「皇室典範」でも使用されていて、現在でも必要な語である。「皇国」「御代」は、すでに歴史的な語であるが、「元号法」などが制定されるところを見ると、「御代」意識は、やはり生きているのかもしれない。

「皇軍」以下の24語は、かなり種々雑多であるが、「皇統」「皇嗣」などは「皇室典範」でも使用されており、必要な語であろう。「皇祖」「皇宗」「皇霊」なども宮中では、使われる語であるかもしれない。「聖跡」は地名として残っている。「大御宝」「大御代」「皇祚」「聖業」「聖代」「聖世」「聖像」などの必要性は、あまりなさそうである。

ところで、「皇室会議」は「皇室典範」でも詳細に規定され、現憲法下の天皇のあり方を決定する重要な機関であると思われるが、この語を採録している辞書は一つもなかった。

同様に「象徴」という語についても、天皇と結びつけて語釈している辞書は、一つもなかった。これらの事実は、歴史的な語の占める数とのバランスを考える時、なにか奇異に感じられるのである。

おわりに

辞書という限られたスペースの中で、かなりの比率を占めている天皇関連語が、現在の天皇の地位にふさわしい、適切な基準で採録されているか否かは、看過することのできない重要な問題である。

「象徴としての天皇の地位」も「天皇の行う国事行為」もすべて主権者である国民の総意と信託に基づいているのである。「絶対君主」として君臨していた明治憲法下の天皇とは根本的に異なる存在であることを考えれば、新聞社が、戦前使用していた特別な敬語や用語の使用をやめ、よりわかり易い、親しみ易い表現を心がけようとするのは、当然のことであり、納得のいく姿勢である。

ところが、辞書の中の皇室用語は旧態依然、明治憲法下のそれとあまり変わらないというのは、いかなる理由によるのであろうか。たしかに、辞書には、辞書の持つ宿命ともいうべき制約があることは否定できない。我々が辞書をひく主要な目的の一つは「わからない語の意味・用法を知る」ことである。そして、現在、使われていない歴史的な語は「わからない語」であることが多い。そこに、辞書が歴史的なことば、過去の語を多く採録しなければならない理由があることは推察できる。しかし、我々は、小型現代語辞書に、それらの歴史的な語の語釈を、どれだけ期待しているであろうか。例えば、戦前の文書などの資料を読む時、我々は座右にどのような辞書を置くであろうか。小型現代語辞書だけを置くという人は少ないのではないだろうか。多くの場合、中型か大型の辞書、あるいは、時代別国語辞書などを参照することであろう。

「日本語の辞書は、日本語の姿を反映した記述であるべきである。(中略) 少くとも、日本語の在る姿を反映しなくては日本語を知るよすがにはならない」という山田俊雄氏の主張、(注3)「ふつうに使われている日本語をもっと載せ、現代日本語の目録になるのが、辞書のあるべき姿でしょう」という見坊豪紀氏の主張(注4)にもある通り、「現代日本語辞書」と銘打つからには、現在、使われている日本語を反映していることが第一の条件となろう。現代では化石化した語を、無定見に採録することは、おおいに疑問のあるところである。

天皇関連語の調査を通して、はからずも、国語辞書の持つ一断面を知ることができた。「天皇を国家元首に」という政治的意図を持った発言(注5)も聞かれる今、天皇制の中味とともに、それを包むことばという外形にも注意をはらう必要があるとの感を深くした。

注1 亀井孝「天皇制の言語学的考察」(1974年、『中央公論』8月号)

注2 同上

注3 山田俊雄「日本語と辞書」(中央公論社)

注4 毎日新聞社「毎日夫人」

注5 自主憲法期成議員同盟「第1次改正草案」